

腸チフスが一万七千八百九名、パラチフスが四千七百二十八名。こういう状況で、予防接種法の制定時、その中に腸チフス、パラチフスを入れるという関係になったと思うのですが、当時の県別発生数などは、ほとんど全県にわたって発生したわけでございます。

○大出委員 昭和四十二年、三年、四年、このころの数字をいただきたいのです。

○後藤説明員 その後患者が減っておりますけれども、四十三年には腸チフスが三百九十名、パラチフスが百二名でございます。四十四年、これはまだ公的な数字にはなっておりませんけれども四百十七名の腸チフス、八十一名のパラチフス、これが発生患者数でございます。

○大出委員 四十二年を聞いていますけれども

○後藤説明員 四十二年は腸チフスが五百一十一名、パラチフスが百三十九名でございます。

○大出委員 いまのところ、四十四年は四百十七と言いましたね。

○後藤説明員 はい。

○大出委員 私もちょっとこの数字を見て何となく気になるのですけれども、環境衛生、公衆衛生という面が進んできた、あるいはそういう思想が普及をされてきた、だから減ってきた、こう言うのですけれども、四十二年を見ると、これは腸チフスは五百十一のわけですね。四十三年は三百九十に減っている。四十四年はまた四百十七にふえているのです。そうすると、多少これはまだ波動している、動いているという感じがする。ここに何か原因がございますか。

○後藤説明員 その原因についてはまだはっきりしておりません。たとえば、私が先ほど申し上げました四百十七名の数字は、確かに公的に発表された数字じゃなくて、私たちの課で集めている数字でございます。ただ少し波動があるじゃないか、二十余名ほど多いじゃないかということでございます。これは全国の患者発生数から見れば、全然その辺の減っている傾向に逆行して

いるという数字ではないと思います。

○大出委員 これは専門の方にちょっと聞いてみたのですけれども、つまり根本は病原菌がなくなっていないということなんですね。したがって、ある年には急激にふえるという場合もあり得るというのです。したがって当然その種の動きはあるはずだという言い方なんです。これは専門家の仲間のうちでも、聞いてみるとやはり意見の違いはある。たとえば、ある年に急激にふえるというふうなことがあり得るという予測が成り立つと言っている人もいますね。その場合に、いまワクチンなんかにしても、これは予防接種率にもよるのだけれども、つくったって使わなければつづらなくなっちゃう。そうすると、急にふえたら、さて急に間に合うかなとすれば、簡単にできるとはいっても、数の面からいってそう簡単なことじゃない。それからもう一つは、接種をして一定の期間がなければやはり効果という問題が出てくる。だから、発生したからさしてすぐやって即効的にどうなるかということになると、そこに問題がある。こういう言い方もある。

そこでもう一つ念のために承っておきたいのですけれども、昭和四十二年、四十三年、四十四年、この接種率、人員でひとつお話をいただきたい。八千人くらい受けなければならぬところを一千人くらい受けているのじゃないかと思えますけれども、そのところをひとつ数字で言っていたらいい。四十四年が減っていますか。

○後藤説明員 四十一年が、第一期その他全部を含めて一千四百二十七万五千八百九十五名、四十二年が一千二百八十四万二千五百三十三名、四十三年が一千三百五十六万六千人、四十四年はちょっとまだ詰めておりませんが、約二百万人くらいでございます。

○大出委員 四十三年と四十四年となぜこう違うか御存じですか。四十四年はなぜこういふふうに接種率が急激に減ったかということをお存じですか。

○後藤説明員 実は四十四年の国会に内閣委員会御審議いただくことに閣議決定をいたしました。私たちの指導をいたしました。現在国会で審議中であるけれども、事情はこうであるから、その辺を考慮してやっていたらいいというふうな指導をいたしました。そのために非常に減っております。

○大出委員 これは一千万をこえる接種量があったということなんですね。対象人員というのはおおよそ八千万人くらいじゃないですか。そのことをはっきりしてください。

○後藤説明員 そのとおりでございます。ただ予防接種の理論からいいますと、予防接種は、ある集団がある疾病に対して防疫、予防をしたいという場合は、その地域住民の少なくとも約六割以上くらの人がやらなければ意味がないわけでありまして、そういう意味では四千八百万人くらいの方がやらなければならぬ。それからその地域、グループの中に伝染病が侵入いたしますのを地域として防止いたしますためには、それくらいの免疫を得ておきたいということがあります。現在の予防接種法の御説明でございます。現在の予防接種法の御説明でございます。現在の予防接種法の御説明でございます。

○大出委員 そうすると、従来どういう地域、どういふ人を対象に四十一の一千四百二十七万五千というぐあいの数字になっておるのですか。

○後藤説明員 これは各県によっていろいろ違います。詳しくデータを持っておりませんが。

○大出委員 それは少し無責任な話で、あなたがいまおっしゃった法律が今日現在あるわけでしょう。六割なければ接種の意味がないとおっしゃる。そうすると、多いところの四十一の一千四百二十七万五千から見ても、六割なら四千八百万くらいなければならぬ。意味がないことをあなた方は承知してやらしている。だから四十四年の数字も言ってもらったのだけれども、四十四年閣議できめたからといってあなたのほうで指導すればほとんどやらなくなっちゃう。それまではなぜやらしたかということ。そうすると、ことしは四十一年から五年たっているでしょう。この一千四百二十七万五千というのは、あなたの理屈からいえば、六割やらなければ防げないというのだから全く意味がないということになる。全く意味がないものをなぜやらした。そうすると、やらした対象なり地域なり人員なりがどうかということをお聞かせなければならぬ。判断はできないでしょう。それはわかりませんが、すみません。出して

ください。

○松下説明員 ちょっと御説明が不足で申しわけございませんが、いま防疫課長が申し上げました五割ないし六割の住民が予防接種を受けないと効果が期待できないと申しましたのは、集団的な住民の防疫をいたしまして、その地域、グループの中に伝染病が侵入いたしますのを地域として防止いたしますためには、それくらいの免疫を得ておきたいということがあります。現在の予防接種法の御説明でございます。現在の予防接種法の御説明でございます。現在の予防接種法の御説明でございます。

それではいま申し上げましたように、一千四百万ないし一千万というふうに接種者の数が少なくなっておりますのは、行管のほうからも御説明がありましたように、環境衛生、食品衛生の非常な進歩によりまして患者の数が減ってきておりまして、各市町村では、これは市町村長の義務をいたしまして予防接種の準備をし、住民に呼びかけておるのは間違いないと思いますが、各地区の住民が

すでに腸チフス、パラチフスというものに対する恐怖感をほとんど持っておりませんので、そういうことで全般的に接種率が下がっております。その結果一千万ないし一千四百万という数になつておるといふ実情でございます。

防疫課長が、どの集団が特に低いかということとはわからないと申し上げましたのは、いま申し上げましたように、全般的に国民全体の接種率が平均して下がっておりまして、状況でございますので、特定の集団につきまして予防接種の率を調べて、この集団は特に低いという状態ではないという意味で申し上げたわけでございます。

なお、あえて区別して申し上げれば、集団としてとらえられております児童、学童関係については比較的接種率が高くなつておりまして、御承知のように六十歳まで定期の予防接種の対象になっておりますが、一般の社会人になりますと非常に接種率が下がっている、大体そういうような状況でございます。

○大出委員 これは一般的にいつて、おとなは一番あぶなくない年齢ですからね。ここにおいでになる皆さんだつて、外国にでも行くのでなければめつたにやつたことのない人たちでなければ、私もやつたことのない一人だから……。さて、そこに必要性があつてやつてきたのですけれども、だからこれは聞いてみると、必ずしも全くやらなくともいいという意見ばかりじゃないですね。そこらがあるから承ろうと思つたのです。ですからいまの御答弁からすれば、各市町村に呼びかけてやつてもらつてゐるというのが実情で、それを閣議でどうきめたから各市町村がやらなくなつたというのが四十四年の二百万、こういう数字だと思ふのです。それで、しかし、これは二百万やつてゐるのですから、そういう指導をしてもやるといふのはどういふ地域がやるのですか。

○松下説明員 一応私どもの指導といたしまして、国会で御審議いただいております段階でございますし、しかも予防接種の、特に若年層に対しまして定期の接種が四月から六月の間になつております。

ます。まだ法案が御審議いただいており、一院もまだ通過してない段階での指導でございますために、私どもの指導といたしまして、これは必要ないという強い指導をいたすのはいさかばかりものがございますので、こういう法律案を出して、出してゐる趣旨は、審議会でもこういう御意見があつて、一応廃止するといふ前提での改正であるという程度の指導にとどめております。したがつて、法律的には、各市町村長はやはり実施をするという義務を課せられておりますので、そういう意味で非常によめなと申しますか、法律の条文どおりことしまではやるべきであらうという判断をされた市町村では、やはりある程度実施されてゐる、そういう状況だと存じます。

○大出委員 諸外国でほとんどやつていないと書いてあるのですけれども、この書き方からすると、やつてゐるところもあるように見える。ということは、「諸外国においても腸チフス、パラチフスについて強制接種をしてゐる例はきわめて稀である」ということではないのです。きわめてまれであるというところはないというわけじゃないというところになる。やつてゐるところもあるということになる。どこがあるのですか。あるところをあげてください。

○松下説明員 私どもは不勉強でございますが、世界各國全部の資料を承知いたしませんので、私どもの承知しております限りでは強制してゐるところはございませんが、全部ないというだけの自信がございませんので、一応資料といたしましては、まれという表現を使つております。実は、予防接種全体につきまして、わが國のよりある程度の罰則を付しまして、住民に接種を受けることを強制してゐるという國は、全体的に少ないわけでございます。種痘を除きましては、世界各國におきまして予防接種を法的に強制してゐる國は非常に少ないように承知しております。

○大出委員 じゃあ、あなた方が不勉強で調べて

いないというなら、これは人の命に關することです。すから、そういう反対陳情もあるわけですよ。そうすると、これは一体どうなつてゐるのかというのを調べてみる責任がぼくら審議する側にある。あなたのほうでわかりませんか。

○松下説明員 いままで私どもで調べました限りでは、大体世界の先進國といわれる程度の國につきましては、予防接種の強制の問題につきまして制度を調べておるわけでございますが、約二十五カ國について調べて、大体先進國といわれる各國におきましては、腸チフス、パラチフスの一般的な強制をしてゐるという國はございません。

○大出委員 ちよつと待つて下さい。中身を言わぬで言われても困るのですけれども、二十五カ國の中にはどんな國が入つてゐるのですか。つまり、先進國でないものが入つてゐるのですか。

○松下説明員 では申し上げます。オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、チェコスロバキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイスランド、アイルランド、イタリア、モロッコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ソ連、アメリカ、ユーゴスラビア、それだけの國でございます。

○大出委員 そうすると、あなたのいま持つてゐるところによると、やつてゐる國はないということですか。

○松下説明員 はい、そのとおりでございます。

○大出委員 そうすると、全体を調べたわけでないからやつてゐるところもあるかも知れぬというのを予測して、ここに「きわめて稀である」と書いたというわけですか。やつてゐるところの例はあなた方はお持ちになつていないのですか。

○松下説明員 実は、部内資料のつもりで少し表現在不備であつたかと思ひますが、正確に申し上げますと、承知しております限りではやつてゐるところはないということでございます。

は。全部調べたのじゃないとおつしやつてゐるから、二十五カ國しか調べてないとおつしやるから、國連加盟國だつて二十五やそこらじゃないのですから。

そこでもう一つ問題は天然痘なんかの予防接種があります。いまその種の病気の発生率なり、命に危険があるというふうな状態になつた人といふのはあるのですか。

○松下説明員 天然痘につきましては、ここ十カ年くらいは国内では発生を見ておりません。

○大出委員 これはここに書いてある中身が「抗生物質の普及に伴ひ致命率が大幅に低下した」というやつてゐるのです。つまり致命率が低下したからといふことだけならば、これを見て致命率が低下したあるいは死んだ人もあるかもしれないと思ふのです。こういう書き方だから。そうすると、天然痘みたく、たとへば発生してゐなくて、命にかかわることだから、ないのだけれどもとにかくやらしてゐるというものが実際にはあるわけでしょう。そうすると、先ほどのお話しの一千万あるいは一千万という方々が接種をしてゐる。ところが件数からすると、先ほどの皆さんの理屈からいへば、件数が非常に少ない。四十二年五百一十一であり、四十三年は三百九十、四十四年が四百十七といふふうに少ない。少ない上に、全体を法で拘束して強制接種といふのはいかに全体を強制するといふのはどういふことなんだということだつて理屈からいへばある。なぜなら、人の命にかかわることだからという理屈になる。そうすると、そこらのところからすると、この種のことはそう簡単に、たとへばここに幾つか書いてあります。国会におけるそういう質問も出てゐるとか、やめたらどうかという質問が出てゐるとか、あるいは伝染病予防調査会の意見があるとか、あるいはその他、これは関係ないのだけれども、委員長その他の、簡素合理化という行政上の言い方もある、こういう三つが理由になつておる、こういうのですけれども、やはりどつちにする。

るにしても、あとで集団発生をする場合も予測されないわけじゃない。さつきちょっと予測されないようなことをおっしゃったけれども、あなたのほうの内部資料かどうか知らぬけれども、集団発生等の際には臨時予防接種を行なうことができる、法第六条。したがって法第二條第二項の対象疾病からは除外していない、こうなっている。それで、つまり対象疾病に入れておくわけですね。なぜならば集団発生等の場合には臨時に予防接種をやるのだということにしておくのだということでしょう。さつきちょっとやりとりをいたしました、集団発生なんということが、ある学者が言うようにある日突如として起こる可能性がある。そういうものがないのだというならば、これも要らない。あなた方はそういう予測をするから集団発生等の場合は残しておくというわけでしょう。それで、そうなる、その簡単な理屈で結論づけていかどうか、人の命に關するものだから相当専門的にかつ慎重でなければならぬと私は思っている。そう考へるべきだと思ふのです、どうですか。

○松下説明員 御指摘のように、種痘につきましても、いまお答えしましたようにここ十数年、十数年と申し上げていいと思いますが、発生を見ておりませんが、それにもかかわらず、定期の予防接種を残すという点でございますが、予防接種を国民に定期的に強制する、しかも罰則を付して強制するという処置をとりますのは、やはりその疾病の伝染の経路であるとか、あるいはほかの方法によります予防手段の可能な程度であるとか、あるいはその疾病に罹患いたしました場合の致命率、後遺症その他の危険性であるとか、そういうことを総合的に勘案いたしました、残すか残さないか、入れるか入れないかという判断をしなければならぬであらうと私も考へておるわけでございます。そういう意味では、天然痘につきましては、これは先生御承知のように、伝染経路が、まず空気伝染あるいは接触伝染でございます、この伝染病予防対策の一つの大きな手段になつて

おります。感染源対策ということ、あるいは感染経路対策ということ、通常の方法をもつてしては不可能でございます。感染経路対策につきましては、検査によりまして、外国からそういう病毒の侵入を防ぐという措置をとっておるわけでございますが、万一外国からそういう病毒が何らかの形で網の目をくぐって侵入いたしました場合には、それから伝染を防止するというのが非常に困難である。それからもう一つは、かかりました場合に非常に致死率が高い、あるいは後遺症として痘痕その他相当重症の後遺症を残すというような性格のものでございます。それからもう一つは、臨時の予防接種を行なうといたしても、種痘の場合には、腸チフス、パラチフスの接種と違ひまして、成人になりましたから初めて種痘の初回接種をいたしますと、非常に強い副作用が起こるという例が相当多いわけでございます。そのため、できるだけ子供うちに種痘を定期化するということによって免疫を得させておきまさんと、大きくなつてからは、万が一侵入いたしました場合に、臨時の種痘によつて国民の疾病を防御するといふことが非常に困難なことになる、かつほかの方法による防止も非常に困難であるといふような諸般の事情から、種痘につきましては定期の予防接種を存置せざるを得ないというふうに考へておるわけでございます。この点は、先ほどちょっと申し上げました世界の相当の国において、なお種痘については強制的な接種制度を残しておるわけでございます。

それからもう一つ、いま御指摘のございました集団発生があつた場合には臨時の予防接種をする予定であるといふことは、集団発生を予想されるのではないかと御指摘でございますが、もちろん疾病のことでございますから何とも申せませんが、私も担当いたしましたしております立場から申しますと、現在のように環境衛生、食品衛生が非常に完備してきておる、特に腸チフス、パラチフスは、御承知のように口から入るものでございます。したがつて、痘瘡等と違ひまして、感染

経路対策という伝染病予防手段がきつめて有効に働かすわけでございます。先ほど防疫課長から申し上げましたように、現在患者が激減いたしておりますことも、そういうた食品衛生の向上、環境衛生の整備ということが大きな力を持つておるわけでございます。腸チフスの集団発生というのは、集団給食のような場合に保菌者が調理をしたというふうなごく特異な例を除きましては、水路による感染とか、水道による感染とか、そういうものが比較的多いわけでございます。したがつて、今後こういった疾病が集団的に発生するといふおそれは、現状におきましてはきつめて少ないものといふふうに考へておる次第でございます。

ただし、いま申し上げましたように、相手がいふ伝染病のことでございます。どういふ不測の事態が起こるかかわらない。そういう際に、法律から全部落としてしまつたために有効な手が打てないといふことは、防疫の対策といたしまして不備を招くことになりまので、コレラであるとかペストであるとか、そういうような外来伝染病で、ほとんど戦後の一時期の混乱期を除いては入つたことのないような疾病につきましても、臨時の予防接種制度は法律制定の当初から残つておるわけでございます。それと同じような意味におきまして臨時の予防接種制度を残す、そういう趣旨でお考へいただきたいと思ひます。

○大出委員 横浜市で数年前に市の職員の間で万治病院に入つたやつたという事件が起つたり、そんなことはなかつたと思つておるようなものが突然起つたりするんですよ。横浜市中でほんとうに市の行政ができなくなつてしまつたような事件がございました。三年前になつたと思ひます。だから私は、この種の問題は相当慎重に扱ふべきものだらうと思ふんですよ。そこで今回の出方も、国民の命に影響のあること、だから廃止するならばそれだけの慎重な審議をして、その上でいふことにならなかつた、どうも許認可の中に入つて入つてきて、気がつかずにそのままな

なつてしまつたのではやはりやがて悪い。ここは通常こういう問題を専門的に論議してある委員会じゃございません。こういうものを専門的に論議する委員会である社会労働委員会があるわけですからそれなりに、本人が御専門でなくたつて、相当勉強もされておられる方々もたくさんおられる。私は、筋道からすると、この法律は許認可事項の整理という角度から出してくるのじゃない、国民医療という面、あるいは予防医療という面で慎重な配慮があつて、やはり単独法の改正という形で当然出すべきものだ、こう思つておるんですよ。だから、この中で一括ひとつ入れるといふか、このもの、どうもそれでは筋が通らぬといふ気がするわけでございます。したがつて、それを抜いてもいい。やはりこの専門の委員会のほうで十分な手続をもつて処理するといふことのほうがいいと思つておるわけなんです。私のほうの社務の委員からも、この方の意見というものは、これはなくするならなくしてもいいという意見のようなんですけれども、きのう私のほうに話がありまして、いろいろ話をしたんですよ。やはりそのほうにいくのが筋であらうという言ひ方を彼もしてました。この扱いについては、他の党でも修正案を出そうというお考え等もあるようでございます。そうなる、かえつてまた時間がかかる、こういうふうに思ひます。修正案を御用意になつておるとすれば、私のほうも、そうなりますと、これに対する修正云々についての意思統一も党内でしなければなりません。そこで、あげられておる理由の幾つかの中には、強制的に義務づけられない、これは先ほど来罰金を科してとおっしゃるけれども、これは法律のたてまえからいけば、確かに八千万が対象者であつて、一千万しか接種しないといふと、残り七千万から一億三千円の罰金をとらなければならぬ。ところが一人もつていない、それでいふ。そういう性格の法律なんですよ。現状やむを得ずそうでしょう。そういうことだから、やめ

たということになると、ワクチンをつくるということも、すぐできるというてみても、それはやめたからやめたことになってしまふ、対象がないのだから。そうなること、集団的にある年突如——公衆衛生、環境衛生といつても、極端に寒い年にはやたらかぜの罹病率がふえてみたり、べらぼうな暑い夏もあるわけですから、湿度のべらぼうに高い夏もあるわけですから、そういうことになると、どういふときに集団発生が予想されない限りもない。そういうことになると、やめてしまったというところになるとすれば、そのときに急にそれでは間に合いかということになると、非常に心もとないうい例などもあるわけですよ。そういう意味で、できれば扱いをひとつ——これはまだすぐ上げるようになっていないわけでありまして、理事会なら理事会でこれを相談をさせていただいて、修正案を出しになる等の御意見なども聞いてみて、私どものほうもそうならば社会労働委員会のほうと打ち合わせ等しなければならぬし、するの、扱い方をそんなふうにしし慎重にしたいだけないかという気がするので、でき得るならば、何よりも正規のルートをとって、ひとつ社労のほうにお出しいただくのが筋ではないかという気がするのでございます。その辺の扱いはこの席で各理事の御意見を承るわけにもまいりませんが、後ほどの理事会等でひとつ取り扱いは御相談をいただきたいという希望を付しまして、皆さんのおっしゃっていることはそれなりにわかりましたので、この辺でこの件については質問を終わらしていただきたい、こう思うのです。

問題等も含めましていろいろなお問題は残っておりますのでございます。それで現在厚生大臣の諮問機関でございます伝染病予防調査会というのがある。この調査会から、腸チフス、パラチフスの廃止につきましては事前に御意見をいただいておりますが、なお予防接種制度全体については広く伝染病予防制度全体につきましてたまたま御審議をいただいております。成案を得ました上でさらに全体の改正につきましては御検討をいただくというつもりで進めておるわけでありました。ただ本件につきましては、初めに申し上げましたように、いままで市町村がほとんど全部に對して接種の事務を行なっておるわけでございます。しかも国民が恐怖心を持っておりませんために接種率は非常に低いという状況で、現状としておきましては、まず定期の予防接種として法制化しておることがもうほとんど空文に帰しておる、担当者として少し申し過ぎかもしれませんが、そういうような事情に近いところでございまして、しかも反面、各市町村が全部を一応対象として準備をしなければならぬという意味では、市町村の事務量としては衛生関係では相当大きな負担になっております。そういう意味から申しまして、本定期接種制度を廃止いたしましては、行政事務の簡素化という意味におきまして非常に大きなメリットを持つておりますし、そういう意味で行政官理庁からもすでに三十九年に廃止してはどうかという勧告をいただいておりますのでございまして、そういう両方の意味を含めての改正でございまして、予防接種制度全体についてはさらに検討をいたしまして、全面的に御審議をいただきたいという前提で考えておりましたので、こいつた許可事務等の整理、行政簡素化ということを目的とした法律の中で御審議いただきたいまでも、これは差しつかえないのではないかと考えて行政官理庁のほうにお願いしておるわけでございます。

これは一応たまたまでございますが、昨年やはり同じ名前の法律の中で御審議をお願いしておりましたときに、社会労働委員会でもむしろ先生方のほうから、腸チフス、パラチフスの予防接種については廃止すべきではないかという御質問がございまして、早く提案せよという御質問がございまして、現在内閣委員会のほうで、こいつた法律の中で廃止すべく御審議をいただいておりますという御説明を申し上げまして御了解をいただいております。是非ともございまして、やはり国民全体のために、そういう趣旨でございまして、早く廃止したいと私も考えておりますので、できますならば本委員会におきまして御審議をいただいた上で御決定いただければ幸いです。

○大出委員 それは筋違いだと言ふのだ。山本政弘君の質問の中身はよくわかつております。さつき例に申し上げて言つておる通りに、国民全体のためには、国民全体の利益にとおしやるが、どうもものごとは安上がりの方に議論のポイントがあるような気がする。いまのあなたの意見も、行政上たいへん費用が助かるというふうな意味のことを言つておる。そういう角度で国民医療といふものを見るから、看護婦制度一つつかまえたつて問題はたくさん出てきておる。看護婦の制度の問題一つにしても、推定、今度の保助看法の問題にしても、みなそういう問題が出てくるわけですよ。それは筋違が違ひやせぬかという気がするわけであつて、しきりに行政制度のほうを強調したつて、本来行政制度の問題じゃない。幾ら金がかかつたつて、やらなければならぬことはやらなければならぬわけですよ。ですから本筋のそのうちのほうの委員会に出すべきだ、そう申し上げておる。国民全体の利益にたいして、八千万全部やつておるわけじゃない。一千万がやつていれば七千万はやつてないのだから、強制されていなければ、七千万の人たちは、そうなる一千万の方、旧来やつておる人たちの問題ですよ。だから罰金も取つていないわけだから、法律のたてまえからすればこれは一体どうするのだという問題ですよ。三千万を取つたらよろしい。取られたらもつと関心が湧くでしよう。人の命の問題だから。予防接種法があつたつて、ここにいてはだれもやつていないとすれば、皆さん私をわなければならぬわけだ。坂村さん、私もやつたことないといひり言を言つておるけれども、やつたことがなければ三千万払つておる。そういう性格のものでしょう。つまりそういうことを言うことが公衆衛生なり環境衛生なりの関心を持続させることになることだから。筋違は、そつちのほうはどこかにいつてしまつて、許認可のほうでほんとに廃止される場合には世間一般何もわからぬですよ。予防接種法の改正案がちゃんと出て——問題が一ぱいあつて簡単に処理ができるかどうかからぬ委員会なんだけれども、まだ一本も法案は通つておらぬはずだ、社労のほうは。しかしそういうことで表に出てくると、国民の皆さんはなるほどやめるのか、なぜやめるのか、うちの子供はやつておるんだがといふことになつていくわけでありまして、それを行政事務簡素化という視点でばつとこへ出してこる。これは何の議論もひとつ間違へばしないで通つてしまふことになる。委員長も、答申以来行政事務の簡素合理化といふことを言つておるんだからいいだろうといふこととすつと通つてしまふ。そうすると、世間一般からすれば三千万の罰金の義務づけまである法律の中で腸チフス、パラチフスといふのはいつの間にか消えていったといふことになる。そういうものじゃないのじゃないかと私は思つておる。環境衛生なり公衆衛生なりがかくのごとく進んできたからこうなんだ。その面が後退すれば逆の面がふえてくるケースだつてあり得るわけですから、そのための研究といふのは、行き先はどうか、あすのこととはわからぬわけですから、そういう意味で、先ほど私が申し上げたようにやはりきつちと処理するものはしなければならぬ。社労なら社労という専門分野で議論を尽くして、山本君の意見のように、この際廃止に賛成するといふことになればそれで

いい、処理はできると思うのです。私の言っているのはそういう趣旨です。これは私の希望でございませうけれども、理事会にひとつ先般一度申し上げたことがございまして、扱いについては社務のほうの関係もございまして、何で一体許可のほうに出しちゃったんだろと言っているのだから、社務のほうは山本君などがこういふふう

に言っていますけれども、だから早く出せと言っているのは彼らの分野に、専門分野に出せというので、こっちに出てきているものだから、何で一体こっちに入れちゃったんだとよく聞いているわけでしょう。解せないわけだ。そこらのところもありまして、したがって、このくらのことは申し置かぬと、これは一体何で許可のほうに入ってきたのか、この一つで済んでしまったのかというところになりますから、やはりやっている人は一千万からずつといたんだから、それでしょ、現に四十四年の

ときのような際にも二百万もいるんだから、そうなる国民全体の問題ですから、やめるならやめるでやはり納得してやめるといふことにならなければおかしい話になりますから、そういう意味で申し上げているわけです。

いまの問題はそういうことにさせていただきますかと思ひます。お忙しいところ恐縮でござい

た。次に、第二次行政機構改革という問題が実はあるわけでありませうけれども、その件につきましては長官の御意見をひとつ承りたいのでありますが、三年五割なり一省一局削減なりというところをおやりになつた。まずその三年五割というのはその後どういふふうに進んでいるのかという点。私も当時、これは減らすべきではないのだというところを強調をした幾つかのケースもありました。それなりの答弁をいただきました。それからまた減らすべきでないところが減っている、だからこれは数年たてば復活ができるのではないかと予測を持っていたような説明をしている省もありました。そこらのところをあわせ考えまして、一体この三年五割というのはその後どういふふう

に、皆さんがごらんになつて進んでいるのかという点、このところを概括的にまず承つておきたい。

その上立つて、行政改革計画第二次、四十四年七月十一日の閣議決定、こういうのがございませうが、この件について少し承りたいのですが、まずもつてどういふふう

に三年五割はその後進んでいるのかという点を承りたい。

○河合政府委員 お答え申し上げます。三年五割計画の実績でございませうが、昭和四十四年度、これは従来の凍結定員の削減でございまして、ただし三年五割計画の総数の内数に入つております。ここにおきまして七千四百六十八名を削減いたしております。次に第一年度の昭和四十四年度におきまして五千七百八十八名の削減をいたしております。また昭和四十五年年度予算におきましては、五千七百四十五名削減の予算案として国会の御審議をいたしております。

○大出委員 これで三年五割になりますか。三年五割は四十三年からになりますか。四十二年が多少ありましたね。

○河合政府委員 三年五割計画は四十四、五、六年でございまして、四十六年度で最後でございませうが、四十三年度におきましては、従来の凍結定員の削減という形でその内数を落としております。

○大出委員 これはなま首を切らぬ限りは、凍結定員を落とす以外にないわけですから、そこで三年目にはいよいよ五割計画とおりいかなかつた場合——これは各省別に申してもいいのですけれども、各省別に言つて十幾つか言わなければならいせんから、總括的に聞きたいのですけれども、ある省の例からいいますと、もちろんいまの計画でいったんでは三年五割にならない。最終年度にぶつかけて、足らない分を全部落とすということになると事件が起こる。そこらのところをどう考へておりますか。

○河合政府委員 三年五割計画を決定いたしました閣議決定におきまして、この計画によりがたい場合には行政管理局に協議をするという項が一項ございませう。各省庁それぞれいろいろな御事情がございませうが、できるだけ三年五割の計画は計画どおり遂行していくべきであると思つておられます。従来もその方針でまいつておられますが、若干この計画どおりについていない面もございませう。これが第三年度におきましてどういふ処置をいたしますか、その際には、趣旨をいたしましては、三年五割の計画どおり最終年度において残りを落とすという趣旨でいくべきであると思つておられますが、ただし、閣議決定にはそういうよりがたい場合には特別に検討するといふ条項もございませうので、この条項に基づきましてどういふ措置をする必要がございませうか、その際に検討するといふことになつております。

○大出委員 その際に検討する、こう言つておられるのですけれども、幾つかの省、たとえば農林なら農林を見た場合に、多少現状に即して落とすべきものもある。したがって、それが最後になつていって、三年目だからというので落とすというところになると、これは私がかつて總理に念を押したことともからんでまいりますから、そういう点が非常に心配なんです。荒木さんがずつとおやりになつていかうかわからぬにしても、三年目になりますと、方々でいろいろ操作をしておりますからたまつてゐる。初年度、二年度で五割落とし切れな、つまり新規採用をある程度認めてしまつてゐる。そうすると、凍結定員を落とすにしても、そのほうをならして計算してみると五割にならな。その場合、三年目に九百九十三名なら三名落ちるの、千二百、三百になつたのでは、これは凍結定員の処理だけではおさまらないということになる。ここは先般のこの委員会でも、あくまでもなま首を切らない原則でいくのだからやむを得ないといふことを全般的にはおっしゃつておられるのですけれども、詰めの段階にいきますと、多少心配になる。職場の実態と合わせて、そこらのところを原則と照らし合せてどういふふうにお考えになつておられるのか。

○荒木国務大臣 極力予定の計画どおりにやりたいと思つております。実際問題としましては、ある程度でこぼが出てくる可能性なしとしませんけれども、希望としましては、予定どおりにやりたい、こう思つております。

○大出委員 ただしその前提に出血整理はやらなという前提がございませうから、そこらのところは御答弁をいただいておりますから、このところはあります。実はそこから先こまかく各省別に入りたのでありますが、長官の時間の関係があるやうでありますから、そこは割愛いたしまして、各省のところで行管に御足労いただいたりしてやつていきたいと思ひます。

そこで四十四年七月の「行政改革計画（第二次）」について、この中身をやつと洗つてみておられますけれども、この中でいよいよ行政機構の改革、この重点は一体どこに置いておるのですか、ずらつとここに並べておるのですが。

○荒木国務大臣 許可可その他並べておりますが、特に重点というところはございせん。全部が重点である、かように考えております。

○大出委員 それじゃどうも新聞が書くやうに、当時これを出したときに新聞が機構改革にならぬではないかといふ書き方をしておりますけれども、そう言われてもいたし方がないことになつてしまふやうな気がするのです。

ここに一つ「共管競合その他類似行政の整理統合」というのがあるのでありますが、これは二つしか項目がない。これは一体どのくらい人が減つて、どのくらい整理統合になるとお考えなんでしょうか。

○河合政府委員 共管競合の問題につきましては、この二次計画で取り上げておりますのは、交通関係と観光関係でございまして、交通関係については總理府にそれに対応する会議を設けまして、これによつて各省庁の調整をはかるということとでございませう。また観光についても、観光関係各省庁の間の調整をはかりましたために閣議決定を設けするといふ案になつております。その結果、

○大出委員　そうすると、これは機構が縮小されるなり予算的に金がかからなくなるとかいうことがなければ、行政機構の改革といっても意味がなない。臨時行政調査会がああいうものを出した理由は、行政機構をふやせといつて出したのではない。こんなところにまた中央交通安全対策会議なんというものを新しくつくれないで、そういう意味で出したのではない。整理統合であつて、整理をしろ、つまり縮小をさしているわけですよ。許可の廃止もそうです。そうすると、一つ会議がふえるといふことにはかならないとすると、ものごととは逆になる。中央で交通安全対策会議といつてみたつて、総理府でやつておられる何々省にまたがけるものというその所管のところに聞いても、さつぱりわからない。みんな、各省に聞いてくれといふ。そうすると、こんなものを設けたつて意味がない。言うなれば、中身がないのです。

観光行政だってそうです。四省みんな關係がある。ところが、この間の長官の答弁で言へば、各省各様にやっているのだから、そこらのところを、團僚協議会を開いてやるのだと語り。そうすると、各省各様にやらしておくということなんです。ちっとも共管あるいは競合あるいは類似行政に対する整理でもなければ統合でもない。團僚協議会ぐらい開いたって、各省の観光行政について整理統合できますか。こここのところ、どう考えておるか。

○河合政府委員　現在の各省の所管の分配の点から申しまして、閣僚協議会を設けてその間の調整をはかつていただいて、各省所管行政の機能的な一元化をはかるということは適当だという結論になつてこつという機構を設けた次第でございます。整理統合ということばにそのまま当たるかどうかは、これは御疑問の点もよくわかるわけでございますが、そういう措置によつて行政運営の効率化、合理化、簡素化をはかることによつて所期の目的が達せられるのではないかとというふうに考

○大出委員　それでは具体的に聞きましょう。あなたのはうは、観光行政について機能的な統合をはかる、こうおっしゃる。そこで、いま観光行政は、四十五年度予算その他でいけば、厚生、運輸、建設、文部、この四省です。国立公園は厚生省、国民休暇村、国民宿舎、国民温泉の保養地事業、こういうのをやっている。四十五年度にこれにさらに百万円の調査費を計上して、国民休養地五カ所を建設する。事業主体は都道府県、こうい

う計画が一つあるのですね。それから運輸省は、観光レクリエーション地区、建設省は大規模観光レクリエーション緑地、これを独自計画をしているのですね。文部省がやっているのは、公営ユースホステル、青年の家を所管しているわけです。国立公園、国定公園、都道府県自然公園ということに、国民、青少年の健康増進ということを目的にして遊歩道とか駐車場とか宿泊所、宿泊施設というのはみんなか合っちゃっている。

国立公園の中ですよ。何かこれは別途に調査費をつけて、あなたやつているのでしょ。これは機械的に統合するというのはどう統合するのですか、具体的に聞きたいのですけれども。

○河合政府委員　機械的に統合と申しますのは、具体的に各省所管行政を統合して別個の機関を設けるという意味ではございませんで、それぞれの所管行政の運営にあたりましてその間の調整をはかるという意味でございます。

くつつているのだから、かつてにやっていたいきま
すよ、そんなことを言えば。各省ごとにやらして
おくということじゃないのですか。予算がくつつ
いているのを各省はやめやしませんよ。そういう
きれいごとで一体行政管理庁の存在が必要なのか
どうかということです。そんなことになってくれ
ば、行政管理庁自体を行政整理しなければし
やない、要らない。九十九里浜、若狭湾、これは
運輸省が全国総合開発計画の一環ということで観
光レクリエーション地区、これを計画しています

○河合政府委員 具体的な問題につきまして承知しておりません点もございますので、十分に検討させていただきたいと思います。

○大出委員　話にならぬです。これはおわかりにならないとなれば、ここから先あなたに聞いたつてわからぬということになるのです。一般旅館だとかホテルの監督指導、こういうふうなもの、それから運輸省の国際観光ホテル整備法に基づく政令から運輸省の指定、厚生省が旅館業法によって環境衛生面、さらに中小企業の経営面までタッチしているのですね。どっちを向いたつてみんな共管競争ですよ。選挙なんかになつてくるとたいへん

だ。片方のほうは厚生省から入ってくる、片方は運輸省から入ってくる、片方は建設省、その小規模経営まで含めて所管はどっちがとるんだということ。みんなこれは官庁のなわ張りというものものとからんでしまっている。そんなものはあなた、閣僚協議会をちょっと開いたくらいで片づきはしない。それをどうするかというならば、行政管理庁が全部写真をつくって、同じ緑地といっても、国立公園内の宿泊所といっても、それはこっ

んとあなたのほうで整理統合、機能的に整理して、これでいいのか悪いのかというかつこうのものを、この委員会に出すなら出す。そしていけるのいけないのということも、国民世論というものがあるんだから、そういうところできまっていこうということにしなければ一つも前へ進まない。世の中でのいろいろなやかましく言われるからというので、片方で閣僚協議会をつくっておきます。交通事故対策については、総理府に何か知らぬけれども一つ何とか名前だけでもつけた統合機関みたい

いうものはあるかないかわからぬ。いま承れば、中身がわからぬとおっしゃる。これは四十五年度の予算なんです。それじゃ行政管理庁は第二次

行政改革の中に麗々と観光行政と交通行政を載せている意味がない。何にも中身がない。これはわずか一例だけれども、何にもなくて閣議決定して、それじゃよほどふしぎなことだと思う。それに四十四年七月十一日閣議決定、中身はさっぱりわからぬで、皆さんそうかなんて言っている。「交通安全に関する行政を総合的に推進するため、総理府に中央交通安全対策会議を設置する。」上のほうは「観光に関する行政を総合的に推進するた

め、内閣に観光関係閣僚協議会を設ける。」何か知らぬけれどもたいへんなことをやるように見えるのだけれども、何にもやらないということだ。何かもう少し気のきいたことないですか、河合さん。論議するのがばかばかしい。

○河合政府委員 各省庁の所管に属する行政の総合調整は、御承知のように非常に重要な点が多いと思いますが、なかなか各省庁それぞれの所管の立場からも重要な必要性をかかえておる問題も

務的レベルではなくて閣僚協議会あるいは閣僚クラスの会議による調整をはかっていただくのが適当かと思っておりますが、もちろん事務的にも十分連絡をとりまして、閣僚クラスの協議会あるいはこれに類する組織を補佐していくべきだと思っておりますので、その点は各省庁あるいは内閣審議室と十分に連絡をとりまして、御趣旨の諒に沿いたいと考えます。

○大出委員 これは各省なわ張りがあつてそう簡単にいきません、そうお答えになつたらいので

すよ。ばらばら行政と言われるけれども、しかたがない。こうおっしゃったほうがいい。閣僚を集めたって、一年しかおやりにならぬ閣僚は、そんなに中身を詳しくおわかりの方ばかりではない。自分の省の事務当局が、大臣こう言ってくれというのを待っていて、おれのところはこうだと言うだけ、それで済む。これは全く意味がないのです。きょうは実は各省皆さんおいで願って、この間実は長官のお時間の関係で、御出席願ったけれどもできませんでしたので、実はせめてきょうは、また長官のお時間の関係があるようだから、河合さん、各省のやっていると、行管の目から見たら観光行政というものは、建設省はこうやって、運輸省はこうやって、文部省はこうだ、厚生省はこうなんだとあげていただいて、同じ国立公園だ、中の宿泊所だ、これはみな隣に接するもの、色でもつけておかなければならぬですよ。そういうことは困るということをあなたが言ったって、調査費がかつてしまふ。筑波山ろくがそうですよ。一生懸命片方は水が出るのか出ないのかボーリングをやっている。片一方を聞いてみれば、その省の出先が行くか行かないかきまつていない。結果的にはほかに行って。そういうことをやっていたのではしょうがない。だからそこらはいくらふりにしたいというより、局長の頭にあっていいと思う。だからきょうは各省おいでにならぬところで、せっかく閣僚協議会を閣議決定されておるのだから、機能的統合という中身はこうなんだということを言っていたらいいと思つてもいい。それを言っておるわけですよ。そうすると、中身はない。大臣、これはこの間大臣がお答えになつたのは、各省各様にやっていくのだから一緒にできないというのをあなたおっしゃった。だから閣僚を集めて閣僚協議会をつくるからおっしゃった。私は、やはり国民の目から見たらそれは済まないと思う。そこらのおところは、大臣、せっかく審議会もあるのですから、もう少し

し何かお考えはないですか。私もきょうやきょう調べているのじゃないのです。

○荒木国務大臣 閣僚協議会をつくつてもだめじゃないかというお話でございますけれども、各省庁それぞれ所管の事項として観光に關することを出して、それを予算の上でも調整する調整機構は行政管理局もございすけれども、閣僚協議会をつくりまして、そこで一元的に關連のことを出合つて調整をとるといふことが有効だと考へての構想でございます。いろいろな事情から設置ができておりますが、設置されたらはその機能が発揮し得ると思つてございす。

○大出委員 これは現在具體的なものがない段階でものを言つてもしかたがないといふことに結論はなりそうでございますが、いま長官の言つておられることからすると、設置ができてはいるけれども、考へ方としては各閣僚が集まる、観光行政を持つてゐる閣僚が集まる、そして予算のつけ方、調査費のつけ方、あるいは宿泊施設、青少年の施設等をつくるについてもむだがあつては困るから、そこらのところを何とか共管組合の形で二重行政になつていかないといふことはある。たいという気持ちだ、こういう意味だと思つてゐる。その気持ちはわかるのです。しかし、そのところを一步進めて、具體的にこれこれこうだと指摘されなければ行管の任務は果たせないんじゃないかと思つてゐる。国民一般の側から、あるいは新聞というものを通じて、あるいは審議会から客中が何回か出てゐるわけですから、わかる部面の方はわかっているわけですから、ずいぶんばかな話じゃないかと言つてゐるわけですから、ばかな話と言われているものについて、ばかな話でないように、具體的にここはこういふふうにしなさいといふことを、皆さんのほうで青写真をつくつて各省に同意を求めるといふふうにはいかなければ、そしてそのことが世の中に明らかになつていかなければ、世論も出てこないし、味方なしに、前に進まない。おのおののなわ張りが先に立つてしまふといふことになるわけですから、私

はそこまで具體的なものをなぜおつくりにならぬかと思つてゐる。そういうお気持ちにはありません。ただ閣僚を集めて相談してもらへばいい、これじゃないかと私は思つてゐる。

○荒木国務大臣 閣僚協議会を、正式にと申します。閣議決定に基づいてつくりますれば、そこで初めて各省庁の關連事項を持ち寄つて調整するといふ場が出てくる。それなしに行政管理局が調整機能が発揮すると申しまして、いわば總理の御威光をかさに着て閣僚協議会といふものを正式につくつて、そこでは具體的にそういう調整機能が発揮するんだといふことではないと効果がありませう。その発想に基づいて閣僚協議会を設置するといふことでございます。早くつくらなければいけませんけれども、ひんなんことで茶々が入りましてつくりかねておりますが、構想はそういうねらいでございます。大出さんのお示しのとおり、具體的に各省庁の關連、たとえば予算ならば予算課題を持ち出してそこで調整をとることは効果がありそうに思つてゐる。果敢と申すのでございす。

○大出委員 これはあげ足をとるわけではありませんが、へちやが入つてというお話ですけれども、四十四年の七月十一日の閣議で定められた中身なんです。私を含めて世間一般の常識で考へれば、四十四年七月といふは標準予算編成の始まりですよ。そうするとせめてこの方針に基づいて閣僚協議会が何回か開かれて、事務当局の意見も出てきて、行管の軍配も表に出てきて、今回の調査費のつけ方にしても、四十五年度の予算を見る限り、こんなに入り組んじゃつて、妙なことになる。またばらばら行政だといわれるようなことが、少しでも前進してゐるという姿にはなつたはずだと思ふ。それがどうも、四十五年度の予算というのを越してしまつてゐるわけですよ。にもかかわらずそこには何ら出てこないといふかっこうになると、行政改革計画第二次案といふのは一体何のためにきめたんだといふことになる。だから差しつかえなければ、そのへちやのところをどういふふうなへちやか言つていただければ、私

どもも担当委員会ですから、もう少しものの言ひようが出てくるのですが、いかがなものですか。○荒木国務大臣 そのとおりだと思います。閣僚協議会を正式につくり上げることに手おくれになつておることを遺憾に存じます。

○大出委員 長官中身を申しやらぬのですけれども、皆さんここで御心配のようですからこの迎にします。実は第二次案の中身、郵政の公社化の問題一つとりまして、これでは簡単にこう書いてあるけれども、専門屋のいろいろな意見を聞いてみまして、諸外国の例を調べてみまして、これは私のいわば専門の仕事だけれども、その簡単に済まないのです。郵便事業なんといふものはまさに黒字になつてゐる国がない。ウィルソンだつて赤字の連続で困つてゐるのです。アメリカだつてストライキがなぜ起こるかといふはそこ原因がある。だからこう簡単に書きになつたて、中身はまだ何にも前進してゐないといふことになつてしまふといふ心配を、いろいろたくさんありますが、するわけですよ。だからそこらについてもう少し前に出た長官の御答弁を実は賜つたと思つて取り上げたのですが、長官もどうもうまいか、行政管理局がどういふふうにか考へてもなかなかといふことで、總理の御威光を着てと答えられるところあたりを見ると、そういう弊の膿にたえざるころがあるように、そこらがわかつたといふことにきょうはさせていた。お時間の關係があらうから、あらためた機会にさせていただきますと思ひます。

○天野委員長 この際、暫時休憩いたします。午前十一時五十七分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかつた」